



## 会 則

2005年4月1日  
改定 2007年3月31日  
改定 2009年3月28日  
改定 2011年4月30日  
改定 2012年4月14日  
改定 2013年4月13日

### 総 則 (名称・所在地・目的・事業・加盟団体) .....

- 第1条 本会は、名称を東京スクエアダンスクラブ、略称を「東スケ」、英文名を「Tokyo Square Dance Club」とし、事務局を会長が指定する場所に置く。
- 第2条 本会は、スクエアダンス（（ラウンドダンスも含む）（以下、ダンスという））を愛好する人達で構成し、明るく、楽しくダンスを踊ると共に、会員相互および国内外の他クラブ員との親睦をはかって、素晴らしい友人作りに寄与することおよび、広く一般市民に対するダンスの普及と振興に関する事業を行い、生涯にわたりダンスを楽しむことを通じて健康に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するために、本会は次の事業を行う。
- ① 会員のための例会
  - ② クラブの創立を記念した大会
  - ③ 地域社会住民等を対象としたダンス講習会の開催および催し物への参加
  - ④ 共通の目的を有する国内外の他の団体・クラブとの交流
  - ⑤ 会員相互の親睦、ダンスの普及、その他目的達成に関する活動
- 第3条 本会は、第2条の目的遂行のため、日本スクエアダンス協会（以下、S協という）、東京都スクエアダンス連絡協議会、東京都フォークダンス連盟等に加盟し、その活動に協力する。

### 会 員 (会員構成・入会・退会・休会) .....

- 第4条 本会の会員は、次の4種とする。
- ① 個人会員  
本会の催すビギナー講習会の修了者および他クラブからの移籍者
  - ② ファミリー会員  
個人会員の夫または妻・親子・兄弟姉妹等の生計を一にする家族
  - ③ 学生会員  
大学生・高等学校生・専門学校生
  - ④ 年少会員  
保護者の入会同意を得た中学生・小学生
- 2 本会の会員は、原則としてS協会員に登録するものとし、他のS協加盟クラブの会員に登録してはならない。
- 3 本会は、役員会の承認を経て、本会を退会した者を会友として処遇することができる。
- 第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ本会に提出し、役員会の承認を得るものとする。
- ただし、他クラブからの移籍により入会を希望する者は、当該クラブを円満に退会していることを要する。

- 2 本会を退会する者は、その旨を本会に届けなければならない。ただし、再入会の場合入会金は免除する。
- 3 会費を納入しない者および宗教・政治あるいは個人的な営利目的を持ち込み、会に著しい混乱が認められるなど、会の運営に支障があると認められる行為をした者には、役員会の決定により退会を勧告し、または退会させることができる。

- 第6条 会員は、やむを得ない理由で6ヶ月以上例会に出席できない場合、休会することができる。
- 休会しようとする会員は、その旨を本会に届け所定の会費を納めなければならない。
- 2 休会会員は、第4条2項に規定するS協会員の登録を中止することができる。ただし、本会に復帰する場合はS協に再加入し、S協所定の再登録費用を支払うことを要する。

## 役員（役員・役員の職務） .....

- 第7条 本会には、次の役員を置く。
- 会長1名、副会長若干名、会計監査2名および第11条に定める各委員会のチーフ
- 2 役員は総会において選出する。役員に選ばれる資格はすべての会員が有する。
  - 3 役員の任期は1年とする。再任を妨げない。  
ただし、欠員が生じた場合は別に定めるものとし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 4 本会には、役員会の推薦により総会の承認を経て、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 第8条 役員はつぎの職務を遂行する。なお、職務の詳細は役員会において定めるものとする。
- ・会長は会を代表し会務を総括する。
  - ・副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - ・会計監査は会の会計を監査する。
  - ・各委員会のチーフは各委員会の職務を執行する。
  - ・名誉会長及び顧問は、役員会の求めに応じて会の運営に関する意見を述べる。

## 機関（総会・役員会・委員会） .....

- 第9条 定期総会を年1回3月の最終土曜日または4月の第一土曜日に開催する。なお、役員会において必要と認めるとき、もしくは会員の1/5以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会の定足数は、会員総数の過半数とし、委任状を提出した者は出席したものとみなす。また、議決は、出席会員の過半数を必要とする。  
ただし、会則の決定および改定は出席会員の2/3以上の賛成を必要とする。
  - 3 総会の議長は、会員の中から会長が指名する。
  - 4 総会における決定事項は次のとおりとする。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ①会則の決定および改定     | ⑤委員会の改廃    |
| ②事業報告および事業計画の承認 | ⑥役員・顧問等の選出 |
| ③予算および決算の承認     | ⑦その他の必要事項  |
| ④会費・入会金等の改定     |            |

- 第10条 役員会は、総会で決定された方針に基づき、次の事項の処理と決定を行う。
- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ①会則案の策定         | ⑦委員会の職務分担の決定        |
| ②事業計画案の策定       | ⑧選挙管理委員会の構成と委員の決定   |
| ③予算案および決算案の策定   | ⑨周年記念大会の委員会構成と委員の決定 |
| ④会員の入会、退会、休会の承認 | ⑩特別委員会の構成と委員の決定     |
| ⑤会費、入会金等の改定案の策定 | ⑪本会に貢献のあった者に対する表彰   |
| ⑥委員会の改廃案の策定     | ⑫その他の必要事項           |

- 2 役員会は、毎月1回以上開催する。
- 3 役員会は、会長・副会長および委員会チーフ（または委員会代表）で構成し、各構  
員がそれぞれ議決権を有する。  
一般会員はオブザーバーとして参加することができる。
- 4 役員会の定足数は、前項の役員会構成員の過半数とし、役員会の決定は、出席構成員  
の過半数とする。

第11条 本会の活動を適正・効率的に運営し、会員全員の参加意識を醸成するために、委員  
会を設ける。

- 2 委員会は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
- 3 委員会はチーフ1名、サブチーフ1名および委員若干名で構成する。

## 財 政（収入・会費の納入・支出・会計年度） .....

第12条 本会の収入は、入会金・会費・寄付金および事業収入をもってあてる。

- 2 入会金および会費は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
- 3 臨時会費を必要とする場合は、総会の決定により徴収することができる

第13条 本会の支出は、本会の目的を達成するために用いる

第14条 会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

## （付 則）

- 1 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の決議を経て会長が  
別に定める。
- 2 この会則は2005年4月1日からこれを施行する。
- 3 この会則は2007年3月31日に第6条の休会会員、第13条の会費納入に関する規  
定を改定し、同日より施行する。
- 4 この会則は2009年3月28日に一部改正し、同日より施行する。
- 5 この会則は2011年4月30日に一部改正し、同日より施行する。
- 6 この会則は2012年4月14日に一部改正し、同日より施行する。
- 7 この会則は2013年4月13日に一部改定し、同日より施行する。



## 会 員 心 得

2005年4月1日

### I 例 会 .....

#### ①方南会館の使用

方南会館の会場確保については、渉外委員会の方たちが担当していますが、使用申込にあたっては非常にご苦労されています。

今後も継続的に確保できますように、会館の使用にあたっては、会館の規則を守って、会館側・近隣住民等から指弾されることの無いように心がけましょう。会館の前での大声での会話は慎みましょう。

#### ②駐車場

方南会館の駐車場は狭いので、機材・スナック用品を運ぶ車両を優先します。

付近の道路は駐車禁止となっておりますので、車で来館される方は注意しましょう。

#### ③例会への参加

例会ではコスチュームを着用しましょう。名札を忘れずにつけましょう。

#### ④当番

受け付け（男性）・スナック（女性）当番にあたった方は、無断欠席しないようにしましょう。

やむを得ず欠席の場合、必ず交代要員を依頼しましょう。

### II 外部イベントへの参加 .....

①外部イベントに参加する場合は、必ず東スケ所定の名札を付けましょう

②東スケ会員であることの誇りを持って、礼儀正しく行動しましょう。

③イベントによっては、東スケ会員のコスチュームを指定することがありますので、協力しましょう。

④リーダー・コーラー講習会参加者には、費用の一部を東スケが負担しております。

### III 他クラブへの訪問 .....

①当該クラブ内の行事等が行われる日は避けましょう。

②当該クラブへの配慮、当クラブ会員としての自覚を忘れないようにしましょう。

### IV 運営理念 .....

当クラブの役員および会員は、常に以下の項目を念頭において行動しましょう。

①会員全員が楽しくダンスを踊っているか。

②会員同士の人間関係がうまくいっているか。

③クラブの運営はガラス張りであるか。

④会員全員がクラブの運営に参加できる仕組みになっているか。

以 上